

業務システムにかかる
サーバ機器等賃貸借・保守および運用支援業務

民間競争入札実施要項

平成 26 年 5 月

独立行政法人国立科学博物館

目 次

1	趣旨	1
2	本件業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	2
3	実施期間に関する事項	4
4	入札参加資格に関する事項	5
5	入札に参加する者の募集に関する事項	5
6	本件業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本件業務を実施する者の決定に関する事項	7
7	本件業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	9
8	民間事業者を使用させることができる財産に関する事項	10
9	民間事業者が、科学博物館に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本件業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講じるべき措置に関する事項	10
10	民間事業者が本件業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が追うべき責任に関する事項	14
11	法第7条第8項に規定する評価に関する事項	15
12	その他業務の実施に関し必要な事項	16
	(別紙1) 運用支援業務に関する利用者満足度調査票	18
	(別紙2) 機密保持誓約書	19
	(別紙3) 従来の実施状況に関する情報の開示	21
	(別紙4) 組織図	24
	(別紙5) 運用支援業務フロー	25

別添1：仕様書

別添2：総合評価基準書

1 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成24年7月20日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「(独)国立科学博物館 事務用電子計算機システム賃貸借・保守業務」について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2 本件業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 基本的な考え方

科学博物館は、明治 10 年（1877 年）に設立された、日本で最も歴史のある博物館の一つであり、自然史及び科学技術史に関する中核的研究拠点として、また我が国の主導的な博物館として、調査研究、標本資料の収集・保存・継承、展示、学習支援活動等を展開している。

このような中で、科学博物館の中期目標においては、自然史体系・科学技術史体系の構築、ナショナルコレクションの体系的構築と継承、人々の科学リテラシーの向上等に関する業務の質の向上及び業務の効率化を図ること等が掲げられている。

そこで、科学博物館では業務の質の向上及び効率化を目指し、業務システムにかかるサーバ機器等賃貸借・保守および運用支援業務（以下、「本件業務」という。）において、法の手続に従い、平成 26 年 12 月から公共サービス実施民間事業者（以下、「民間事業者」という。）に委託する。

(2) 対象施設

（上野地区）国立科学博物館上野本館

住所 東京都台東区上野公園 7-20

（筑波地区）国立科学博物館筑波地区

住所 茨城県つくば市天久保 4-1-1

（白金台地区）国立科学博物館附属自然教育園

住所 東京都港区白金台 5-21-5

(3) 本件業務の内容

民間事業者が実施する本件業務の内容は次の通りであり、その詳細は「別添 1 仕様書」を基本とする。

ア システムの概要

システムの概要は仕様書の「I 2 業務システムの概要」のとおり。

イ 業務内容

- (1) サーバ等機器の賃貸借およびソフトウェアの調達（ライセンス契約）を行うこと。
なお、提案する機器及びソフトウェアは、入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器又はソフトウェアにより応札する場合には、要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明できる書類を添付すること。

- (2) サーバ等機器の設置を行うこと。なお、搬入、据付、配線、調整、既設設備との接続に要する全ての費用は本調達に含まれる。
- (3) OS やソフトウェアのインストール、設定、動作確認を行うこと。
- (4) 導入した業務システムの運用支援を行うこと。
- (5) サーバ等機器およびソフトウェアの保守を行うこと。
- (6) クライアント端末を含めた、当館ネットワークに接続する機器等の運用支援を行うこと。
- (7) 現行のシステムからデータ等を移行すること。
- (8) 設定情報、マニュアル等の成果物を納品すること
- (9) 解約及び借入期間満了時に借入物品を撤去すること。なお、撤去に要する全ての費用は本調達に含むものとする。

(4) 本件業務の実施に当たり確保されるべき質

ア 業務内容

2 (3) イ「業務内容」に示す業務を適切に実施すること。

イ システムの稼働率

システムを構成する各種ネットワーク機器（仕様書Ⅱ 2-1）、各種サーバ（仕様書Ⅱ 2-2）の稼働率が、各月ごとに 97%以上（1分未満の停止時間は切り捨てとする）であること。ただし、定期点検等であらかじめ計画された停止時間を除く。

$$\text{稼働率 (\%)} = \{1 - (1 \text{ か月の停止時間}) \div (1 \text{ か月の稼働予定時間})\} \times 100$$

※ 稼働に係る判断基準として、監視サービスによる稼働確認のコマンドには応答しているが、実際にはサービスが停止している場合については、サービスが停止していると判断する。

ウ 運用支援業務に関する利用者満足度調査結果

業務開始後、年に 1 回の割合でユーザに対して、次の項目の満足度についてアンケート（別紙 1）を実施し、その結果の基準スコア（75 点以上）を維持すること。

- ・ 問い合わせから回答までに要した時間
- ・ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答又は手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

各質問とも、「満足」（配点 100 点）、「ほぼ満足」（同 80 点）、「普通」（同 60 点）、「やや不満」（同 40 点）、「不満」（同 0 点）で採点し、各利用者の 4 つの回答の平均スコア（100 点満点）を算出する。

なお、アンケート実施に当たっては、回収率が 80%以上となるよう、科学博物館が協力するものとする。

エ セキュリティ上の重大障害件数

個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えいの件数は0件であること。

オ 業務用電子計算機システム運用上の重大障害件数

長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

(6) 支払い方法

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 科学博物館は、業務請負契約に基づき、民間事業者が実施する本件業務について、契約の履行に関し、本実施要項に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、月ごとに適正な支払請求書を受領した日から30日以内に、契約金額の1/48に相当する金額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき本件業務の質が達成されていないと認められる場合、科学博物館は、確保されるべき本件業務の質の達成に必要な限りで、民間事業者に対して本件業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。民間事業者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに科学博物館に提出するものとする。業務改善報告の提出から1か月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき本件業務の質が達成可能なものであると認められるまで、科学博物館は、請負費の支払を行わないことができる。なお、請負費は、本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、民間事業者が行う引継ぎや準備行為等に対して、民間事業者が発生した費用は、民間事業者の負担とする。

3 実施期間に関する事項

業務請負契約の契約期間は、平成26年12月1日から平成30年11月30日までとする。

表1 本件業務の引継ぎ等スケジュール

	平成26年度					
	8月	9月	10月	11月	12月	1月
本件業務(業務システムにかかるサーバ機器等賃貸借・保守および運用支援業務)	○ 契約締結		引継及び設置・移行		賃貸借・保守および運用支援開始※	
現行請負契約による業務	現行契約による賃貸借・保守業務			引継		

※ 平成30年11月30日まで。

4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 独立行政法人国立科学博物館契約事務取扱規則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 25・26・27 年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A 及び B 等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（「役務の提供等」の営業品目「情報処理」又は「ソフトウェア開発」に登録している者であること）。
- (4) 適切な品質管理体制を保証するものとして ISO9001 認証を取得していること。また、ISO27001 認証およびプライバシーマークを取得していること。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (7) 文部科学省及び他府省等における物品等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）でないこと。
- (9) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。代表者は上記(1)～(8)の要件を全て満たす者であること。共同事業体構成員については上記(1)から(2)及び(4)から(8)の要件を全て満たす者であることが必要であり、他の共同事業体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、提出すること。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) スケジュール

入札公示：官報公示

平成 26 年 4 月下旬

入札説明会

5 月上旬

質問受付期限	5月下旬
入札書（提案書）提出期限	6月中旬
提案書の審査	6月下旬頃
開札及び落札予定者の決定	7月中旬
契約締結	8月上旬

※ なお、従来の当該業務の調達仕様書、提出書類、各サービスの設計書等については、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを踏まえた上、「機密保持誓約書」（別紙2）を作成し、遵守することで閲覧可能である。

（2）入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 提案書等

「別添1 仕様書」のネットワーク機器及びサーバに関し、機器及びソフトウェアについて具体的な提案を行い、仕様を満たすことができることを証明する書類、並びに「別添2 総合評価基準書」に示した各評価項目についての具体的な提案（創意工夫を含む。）をまとめた書類及び当該提案が実現可能であることを証明する書類

イ 下見積書

人件費の単価証明書及び物件費の価格証明書を含んだ下見積書
ただし、契約後に発生する経費のみとする。

ウ 入札書

入札金額（契約期間内の全ての請負業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額）を記載した書類

エ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類
ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

オ 競争参加資格審査結果通知書の写し

平成25・26・27年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」A及びB等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること（「役務の提供等」の営業品目「情報処理」又は「ソフトウェア開発」に登録している者であること。）を証明する審査結果通知書の写し

カ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類（落札予定者となった者のみ提出。）

キ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）

ク 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者

との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成 18 年 7 月 5 日政令第 228 号）第 3 条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

ケ 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書
又はこれに類する書類

コ 指名停止等に関する申出書
各府省庁から指名停止を受けていないことを確認する書類

サ 誓約書
本請負を完了できることを証明する書類

6 本件業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本件業務を実施する者の決定に関する事項

以下に本件業務を実施する者の決定に関する事項を示す。

(1) 評価方法

本件業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、技術の評価に当たっては、科学博物館に設置する提案書審査委員会にて評価を行う。

また、総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（「別添 2 総合評価基準書」による加点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行い、価格点と技術点の比率は 1 : 1 とする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点 (1,000 点満点)} + \text{技術点 (1,000 点満点)}$$

(2) 決定方法

入札参加者から提出された提案書に記載された内容が、基礎項目を満たしているか否かを提案書審査委員会において審査する。具体的な基礎項目は以下のとおりである。

(ア) 科学博物館が要求した提出書類がすべて具備されているか

(イ) 科学博物館が要求した提案項目について全て提案が行われているか

(ウ) 提案内容が、仕様書に示した項目や要求水準を満たしているか

(エ) その他、科学博物館が業務を委託する上で重大な支障や疑義が存在しないか

当該要件について全ての基礎項目を充足した提案を「合格」とし、一つでも欠ける場合は「不合格」とする。

(3) 総合評価点

ア 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \times 1,000 \text{ 点}$$

イ 技術点の評価は以下のとおりとする。

- (ア) 全ての仕様を満たし、「合格」したものに「基礎点」として10点与える。
- (イ) 「合格」した提案書について、総合評価基準書に基づき、提案書審査委員会の委員ごとに加点部分の評価を行う。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があれば各委員において訂正する。なお、各委員が行う加点部分の評価は、以下の表に基づき点数化する。確定した各委員の採点結果について、その平均値を算出し、「加点」とする。

①評価基準

評価	評価基準
◎	提案内容が特に優れている。
○	提案内容が優れている。
△	やや優れている。
×	要件は満たしているが、加点すべき要素がない。

②配点表

評価	最大加点					
	10点	20点	30点	40点	50点	60点
◎	10	20	30	40	50	60
○	5	10	20	25	30	40
△	3	5	10	13	15	20
×	0	0	0	0	0	0

(ウ) 「基礎点」と「加点」の合計点を「技術点」とする。

$$\text{技術点} = \text{基礎点 (10点)} + \text{加点 (990点)}$$

(4) 落札者の決定

ア 「(2) 決定方法」において「合格」とされた提案書を提出した者が提出した入札書であって、当該入札者の入札価格が予定価格の制限内であり、かつ、当該入札書の提案書において総合評価点が最も高い者を落札者として決定する。

なお、同点の場合は、技術点の高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき

者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

ウ 契約担当役は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。ただし、上記イにより落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。

（５）落札決定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、契約担当役が、正当な理由があると認めたときはこの限りでない。

ア 落札者が、契約担当役から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合

イ 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合で、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

（６）落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本件業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7 本件業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

対象業務に関して、以下の情報は別紙3 「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり

り開示する。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目標の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

8 民間事業者を使用させることができる財産に関する事項

(1) 科学博物館の財産の使用

民間事業者は、本件業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ア 業務に必要な電気設備
- イ その他、科学博物館と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

- ア 民間事業者は、本件業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
- イ 民間事業者は、あらかじめ科学博物館と協議した上で、科学博物館の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
- ウ 民間事業者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。
- エ 民間事業者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、民間事業者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9 民間事業者が、科学博物館に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本件業務の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が構じるべき措置に関する事項

- (1) 民間事業者が科学博物館に報告すべき事項、科学博物館の指示により講じるべき措置
 - ア 報告等

- (ア) 民間事業者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を科学博物館に提出しなければならない。
- (イ) 民間事業者は、本件業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに科学博物館に報告するものとし、科学博物館と民間事業者が協議するものとする。
- (ロ) 民間事業者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて科学博物館から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

イ 調査

- (ア) 科学博物館は、本件業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、民間事業者に対し必要な報告を求め、又は科学博物館の職員が事務所に立ち入り、本件業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (イ) 立入検査をする科学博物館の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ウ 指示

科学博物館は、本件業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ア 民間事業者は、本件業務の実施に際して知り得た科学博物館の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本件業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。
- イ 民間事業者は、本件業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、民間事業者からの文書による申出を科学博物館が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。
- ロ 民間事業者は、科学博物館から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本件業務以外の目的のために利用してはならない。
- エ 民間事業者は、科学博物館担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本件業務において民間事業者が作成する情報については、科学博物館担当者からの要請に応じて適切に取り扱うこと。
- オ アからエまでのほか、科学博物館は、民間事業者に対し、本件業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指

示することができる。

カ 民間事業者は、科学博物館担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、本件業務において民間事業者が作成した情報についても、科学博物館担当者からの要請に応じて適切に廃棄すること。

(3) 契約に基づき民間事業者が講じるべき措置

ア 本件業務開始

民間事業者は、本件業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

民間事業者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による科学博物館の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 瑕疵担保責任

(ア) 科学博物館は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後1年間は、民間事業者に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て民間事業者の負担とする。

(イ) 成果物の瑕疵が民間事業者の責に帰すべき事由によるものである場合は、科学博物館は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

エ 再委託

(ア) 民間事業者は、本件業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本件業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ機能証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、科学博物館の承認を受けなければならない。

(エ) 民間事業者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が科学博物館に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき民間事業者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

(オ) (イ)から(エ)までに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に義務を実施させる場

合は、全て民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、民間事業者の責に帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

オ 契約内容の変更

科学博物館及び民間事業者は、本件業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本件業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議により、契約の内容を変更することができる。

カ 契約の解除

科学博物館は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、民間事業者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、民間事業者は科学博物館に対して、請負費の総価の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、科学博物館の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、民間事業者は、科学博物館との協議に基づき、本件業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ア) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

(エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

(オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

キ 談合等不正行為

民間事業者は、談合等の不正行為に関して、科学博物館が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

ク 損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失により科学博物館に損害を与えたときは、科学博物館に対し、その損害について賠償する責任を負う。

ケ 不可抗力免責・危険負担

科学博物館及び民間事業者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、科学博物館が物件を使用することができなくなったときは、民間事業者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

コ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本件業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

サ 宣伝行為の禁止

民間事業者及び本件業務に従事する者は、本件業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本件業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

シ 記録及び帳簿類の保管

民間事業者は、本件業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本件業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

ス 請負業務の引継ぎ

(ア) 現行請負者からの引継ぎ

民間事業者は、本件業務が適正かつ円滑にできるよう現行請負者から本件業務の開始日までに運用管理手順書等を使用して必要な事務引継ぎを受けなければならない。

また、科学博物館は、当該事務引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び民間事業者に対して必要な協力を行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行請負者の負担となる。

(イ) 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

本件業務の期間満了の際、業者変更が生じた場合は、民間事業者は、次回の民間事業者に対し、当該業務の開始日までに運用管理手順書等を使用し必要な事務引継ぎを行わなければならない。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる民間事業者に発生した経費は、民間事業者の負担となる。

セ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、科学博物館と民間事業者との間で協議して解決する。

10 民間事業者が本件業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項

本件業務を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本件業務に従事する者が、故意又は過失により、本件業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

(1) 科学博物館が当該第三者に対する賠償を行ったときは、科学博物館は民間事業者

に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について科学博物館の責めに帰すべき理由が存する場合は、科学博物館が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

- (2) 民間事業者が民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について科学博物館の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は科学博物館に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11 法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

(1) 本件業務の実施状況に関する調査の時期

科学博物館は、本件業務の実施状況について、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成 30 年 1 月を予定）を踏まえ、本件業務開始後、毎年 11 月末における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

ア 業務用電子計算機システムの稼働率

月次報告資料等により調査

イ 利用満足度調査の結果

各年度において、ユーザに対する年 1 回のアンケート（運用支援業務に関する利用者満足度調査）の実施結果により調査

ウ セキュリティ上の重大障害件数

月次報告資料等により調査

エ 業務用電子計算機システム運用上の重大障害件数

月次報告資料等により調査

(3) 意見聴取等

科学博物館は、必要に応じ、民間事業者から意見の聴取を行うことができるものとする。

また、科学博物館は、平成 30 年 1 月を目途として、本件業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

12 その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

科学博物館は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

ア 運用管理業務全体に係る監督は、科学博物館の広報・常設展示課が行い、広報・常設展示課長を責任者とする。

イ 実施要項に基づく民間競争入札に係る監督は、科学博物館の財務課が行い、財務課長を責任者とする。

(3) 本件業務請負者の責務

ア 本件業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 民間事業者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

ウ 民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 条）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当省に通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 著作権

ア 民間事業者は、本件業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを科学博物館に無償で譲渡するものとする。

イ 民間事業者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、科学博物館が承認した場合は、この限りではない。

ウ ア及びイに関わらず、成果物に民間事業者が既に著作権を保有しているもの（以下「民間事業者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該民間事業者著作物の著作権についてのみ、民間事業者に帰属する。

エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、民間事業者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行

うものとする。

(5) 調達仕様書

本件業務を実施する際に必要な仕様は、「別添1 仕様書」に示すとおりである。

運用支援業務に関する利用者満足度調査票

このアンケートは、業務システムの運用支援業務について、確保されるべきサービスの質を検討するため、職員利用者を対象に利用者満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれか該当する番号を、回答欄へご記入ください。

1 問い合わせから回答までに要した時間について満足しているか。

満足 やや満足 普通 やや不満 不満

2 回答又は手順に対する説明のわかりやすさについて満足しているか。

満足 やや満足 普通 やや不満 不満

3 回答又は手順に対する結果の正確性について満足しているか。

満足 やや満足 普通 やや不満 不満

4 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）について満足しているか。

満足 やや満足 普通 やや不満 不満

<ご意見等>

ご協力ありがとうございました。

機密保持誓約書

開示者：独立行政法人国立科学博物館

受領者：(会社名) _____

開示者が受領者に開示する情報についてその機密を保持することを目的として、次の条項を遵守することを誓約します。

第1条 機密情報の定義

1. 本誓約書において「機密情報」とは、開示において、口頭、書面等の伝達手段、開示者が機密と指定したか否かを問わず、開示者が受領者に開示した一切の情報をいう。
2. 本誓約書において「個人情報」とは生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
3. 本誓約書において機密情報は個人情報を含むものとする。

第2条 除外事項

本誓約書においては、以下の各号に該当することを受領者が書面をもって証明できる情報は機密情報に該当しないものとする。ただし②から④に該当する情報であっても個人情報はこの限りでない。

- ① 本誓約書提出後、開示者が書面により機密情報から除外することに同意した情報
- ② 開示以前に公知であった情報及び開示以降受領者の責めに帰せずして公知となった情報
- ③ 受領者が独自に保有していたこと又は独自に開発した情報
- ④ 受領者が機密保持義務を負うことなく開示者以外の第三者から入手した情報

第3条 機密保持

1. 受領者は機密情報が開示者の重要な営業上の秘密であり、万が一機密情報が漏洩した場合には、開示者に回復不可能な損害が発生することを認識し、理解したものとする。
2. 受領者は、機密情報について厳にその機密を保持し、第三者に漏洩しないものとする。
3. 受領者が、公務員、弁護士、会計士、税理士等法律上守秘義務を負うものに対して機密情報を開示する合理的必要が生じた場合には、開示に先立ちその旨を開示者に報告するものとする。搜索、差押等法律上の強制力を伴う手段に基づく開示であつて、開示に先立つ報告が行えなかった場合には、受領者は開示後直ちに開示者に報告するものとする。

第4条 利用目的

1. 受領者は、機密情報が、開示者が受領者に対する機密情報の開示の都度有しまたは意図している開示の目的（以下「開示目的」という。）のためにのみ開示されていることを認識し、理解したものとする。
2. 受領者は、開示目的を履行するため以外には、機密情報を、加工、利用、複写、複製してはならない。

第5条 外部委託

1. 受領者は開示者から書面によって明示的に許諾を得た場合以外には、いかなる理由のためであっても、開示目的の履行を第三者に委託してはならない。
2. 受領者は前項による開示者の許諾を得た場合であっても、本誓約書上の義務を免れることはない。また受領者は、書面により、再委託先に少なくとも本誓約書に規定するのと同様以上の義務を負わせなければならない。

第6条 機密情報の取扱

1. 受領者は、機密情報について、その安全を保持するため、少なくとも以下の安全管理措置を実施しなければならない。
 - ① 従業者（受領者の業務に従事する役員も含む。本誓約書において以下同じ。）の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規定や手順書を整備運用し、その実施状況を確認すること
 - ② 従業者と機密情報の機密の保持に関する契約（従業員の退職後も機密情報についての機密保持義務を負わせるものであることを要する。また開示者が契約様式を指定した場合にはこれを使用すること。）を締結し、機密情報の安全な取扱のための教育・訓練を行うこと
 - ③ 受領者が業務を行う場所すべてにおける入退館管理、盗難等の防止措置、機密情報を取り扱う機器・装置等の物理的な保護を行うこと
 - ④ 機密情報及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視を行うこと

2. 受領者は、開示者が要求した場合には、前各項の安全管理措置が実施されていることを自ら確認し、開示者に対し書面（開示者が様式を指定した場合にはこれを使用すること。）によりその具体的内容を報告しなければならない。

3. 受領者は機密情報を開示目的の履行のために必要となる最小限の従業者にのみ開示するものとする。

4. 受領者は、開示者が求めたときには、前項の従業者の中から、機密情報の管理責任者を選任し、その氏名を開示者に通知しなければならない。選任の後の管理責任者について異動があったときも同様とする。

第7条 返却及び廃棄

1. 受領者は、開示者からの要求があったとき又は開示目的が実現し若しくは実現不可能となって機密情報の使用・保存の必要がなくなったときは、受領者は、直ちに、機密情報が記録されたすべての媒体を開示者に引き渡すものとする。

2. 受領者のコンピュータのハードディスク等に記録されている機密情報等、受領者が開示者に引き渡すことが困難な情報や、受領者やその従業者が業務遂行に際して作成した機密情報を含むメモ・ノート・手控え等については、開示者の承諾を得てかかる情報を廃棄することにより、前項の引き渡しに代えることができる。

第8条 監査

1. 開示者は受領者における機密情報の取り扱い状況を監査することができる。

2. 受領者は前項の監査のために開示者が受領者の事業所への立ち入り、書類の閲覧、書類の写しの交付又は従業者への質問を希望した場合には、これに協力しなければならない。

第9条 事故報告

1. 受領者が機密情報を漏洩し又は開示目的を超え若しくは開示目的と異なる目的で機密情報を加工、利用、複写、複製した場合（以下「漏洩等」という。）には、直ちに、その旨を開示者に報告しなければならない。

2. 漏洩等の場合、受領者は開示者が要求するすべての事項について直ちに調査を行い、開示者に報告しなければならない。また開示者の指示に従い、漏洩を防止し、開示目的外での利用を停止する措置をとらなければならない。

3. 漏洩等の場合、受領者は、開示者が指定する方法、時期及び内容で、漏洩等にかかる事実を公表しなければならない。

第10条 損害賠償

1. 受領者は漏洩等その他本誓約書のいずれかの条項に違反したことより開示者に生じた損害を賠償しなければならない。なお賠償の対象となる損害には、開示者の逸失利益等の間接損害、開示者の信用毀損により発生した損害、開示者における漏洩等への内部的・外部的対応費用、第三者に対して必要となった賠償金も含まれる。

2. 漏洩等を原因とした開示者から第三者への賠償において、開示者と第三者が合理的基準により定めた金額または開示者が合理的基準に基づき第三者に提示した金額について、受領者は開示者に対し異議を述べないものとする。

第11条 知的財産

本誓約書に関連して行われた機密情報の開示は、別途明示的に定められた場合のほかは、開示者から受領者に対する権利の移転、許諾を意味するものではない。

第12条 有効期間

本誓約書は提出の日（提出の日以前に機密情報が提供されている場合には最初に提供された日）から、開示目的が完全に履行され若しくは履行が不可能となったと開示者が認めた日若しくは本誓約書の定めに従った機密情報の返却又は廃棄が完全に履行された日のいずれか遅い方の日まで有効とする。またその後も、監査、事故報告、損害賠償、知的財産、正本、準拠法、裁判管轄に関する条項は引き続き有効とする。

第13条 裁判管轄

本誓約書に関し開示者と受領者との間で生じた一切の紛争に関しては、開示者の本店または住所所在地の地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

平成 年 月 日

住所

会社名

代表者名・印

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)								
			平成22年度	平成23年度	平成24年度						
人件費	常勤職員		—	—	—						
	非常勤職員		—	—	—						
物件費			—	—	—						
請負費等	役務		9,761	29,284	29,284						
	機器賃貸借等		9,139	27,416	27,416						
	その他		—	—	—						
計(a)			18,900	56,700	56,700						
参 考 値	減価償却費		—	—	—						
	退職給付費用		—	—	—						
(b)	間接部門費		—	—	—						
(a) + (b)			18,900	56,700	56,700						
<p>(注記事項)</p> <p>科学博物館では、入札の対象である本業務の全部を請負契約により実施している。表の支払金額は、一般競争入札の落札額である。</p> <p>平成22年度は、現請負契約による4か月分の金額である。</p> <p>なお、現請負契約は、今回の調達対象であるサーバ等の賃貸借等に加え、クライアントパソコン・プリンタ・スキャナの賃貸借等も含んだものである。</p> <p>※ 請負契約のため、費用の詳細な内訳の開示は受けられない。</p> <p>※ 現請負契約のうち、今回の調達範囲外であるクライアントパソコン・プリンタ・スキャナの賃貸借等及び保守に要した額を除いた額は次のとおりである(平成24年度)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>役務：</td> <td>26,751千円</td> </tr> <tr> <td>機器賃貸借等：</td> <td>14,921千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>41,672千円</td> </tr> </table>						役務：	26,751千円	機器賃貸借等：	14,921千円	計	41,672千円
役務：	26,751千円										
機器賃貸借等：	14,921千円										
計	41,672千円										

2 従来の実施に要した人員				(単位：人)		
				平成22年度	平成23年度	平成24年度
(受託者における運用支援業務従事者)						
技術担当者				1	1	1
常駐スタッフ				1	1	1
(業務従事者に求められる知識・経験等)						
<p>技術担当者</p> <p>ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、情報セキュリティスペシャリストの資格を取得していること。</p>						
(業務の繁閑の状況とその対応)						
<p>職員の異動が多い4月が繁忙期となる。異動者のクライアントPCの設定やアカウント作成、メールアドレスおよびグループウェアへの登録/削除等が主な業務となり、上野地区だけでなく白金台地区、筑波地区での作業が求められる。</p>						
(注記事項)						
<p>運用支援業務の内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クライアント端末等の機器、ネットワークの不具合に対する問い合わせ、設定作業依頼が主である。その他、 ・当館管理者からのサーバリソース、メール、グループウェア等使用状況に関する問い合わせ 						

<p>・当館管理者からの職員異動に伴うユーザーアカウント関係の更新作業依頼 ・当館管理者からの各種セキュリティシステムの状況及び設定に関する相談および作業依頼等への対応が挙げられる。 また、1日の稼働時間は9～17時のうち休憩時間を除いた7時間程度であり、ユーザーや当館管理者からの依頼対応以外では、セキュリティシステムの監視等にあてられている。</p>													
(平成22年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実作業（クライアントPCの設定等）が発生した件数	69	34	38	39	37	26	34	37	57	40	29	37	477
窓口対応（メール、電話対応）で解決した件数	12	13	11	12	11	16	15	20	22	12	13	12	169
(平成23年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実作業（クライアントPCの設定等）が発生した件数	72	31	35	29	46	42	33	28	53	42	37	39	487
窓口対応（メール、電話対応）で解決した件数	19	20	14	18	22	21	19	20	15	21	17	16	222
(平成24年度)													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実作業（クライアントPCの設定等）が発生した件数	87	33	31	34	36	33	37	32	45	37	36	38	479
窓口対応（メール、電話対応）で解決した件数	26	18	15	17	19	22	20	18	23	22	19	21	240

3 従来の実施に要した施設及び設備

【施設】

施設名称：上野本館地球館

使用場所：サーバ室

【設備】

本業務に必要な什器備品（事務用机、パソコン1台、電話1台）を設置

【常駐場所】

本業務を行う範囲において、光熱費及び通信費は無償貸与している。その他の備品、消耗品については、落札者が用意し、管理することとなる。

外部拠点

筑波地区で作業の際は、研究管理棟2階コンピュータ室を作業場所として使用することができ、上野地区と同様の什器を設置している。

4 従来の実施における目標の達成の程度

本業務は、確実に実施するため、安全かつ円滑に適用し、安定的かつ効果的で確実な動作を行うことを目的としている。

①システムの稼働率

平成22年度から平成24年度までの間、システムの稼働率に関して設定していない。

②運用・支援業務に関する利用者満足度

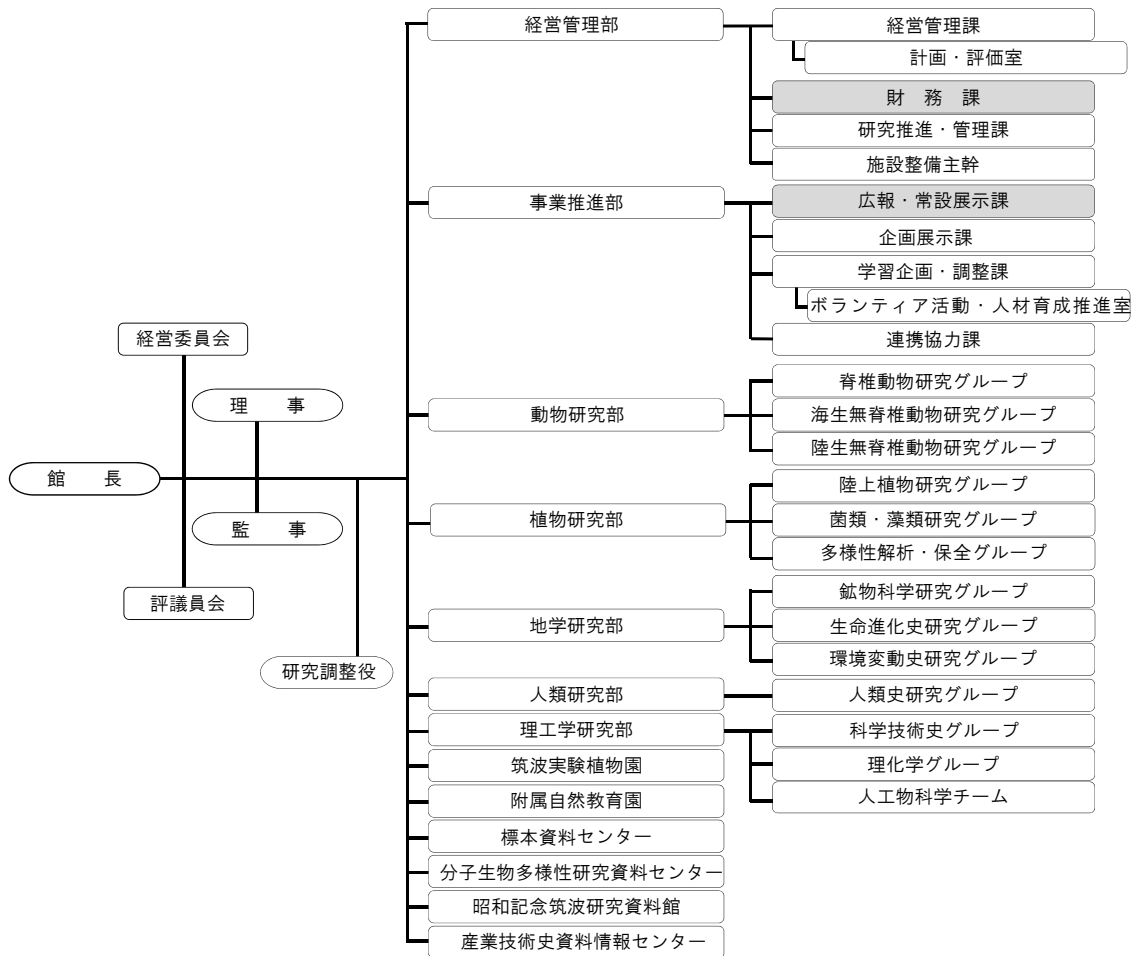
平成22年度から平成24年度までの間、運用・支援業務に関する利用者満足度調査は実施していない。

③セキュリティ上の重大障害件数

<p>平成 22 年度から平成 24 年度までの間、事例は発生していない。</p> <p>④業務用電子計算機システム運用上の重大障害件数 平成 22 年度から平成 24 年度までの間、事例は発生していない。</p>
<p>(注記事項)</p> <p>なし</p>

<p>5 従来の実施方法等</p>
<p>1 従来の実施方法 別紙 4, 別紙 5 のとおり (組織図, 業務フロー)</p>
<p>(注記事項)</p> <p>なし</p>

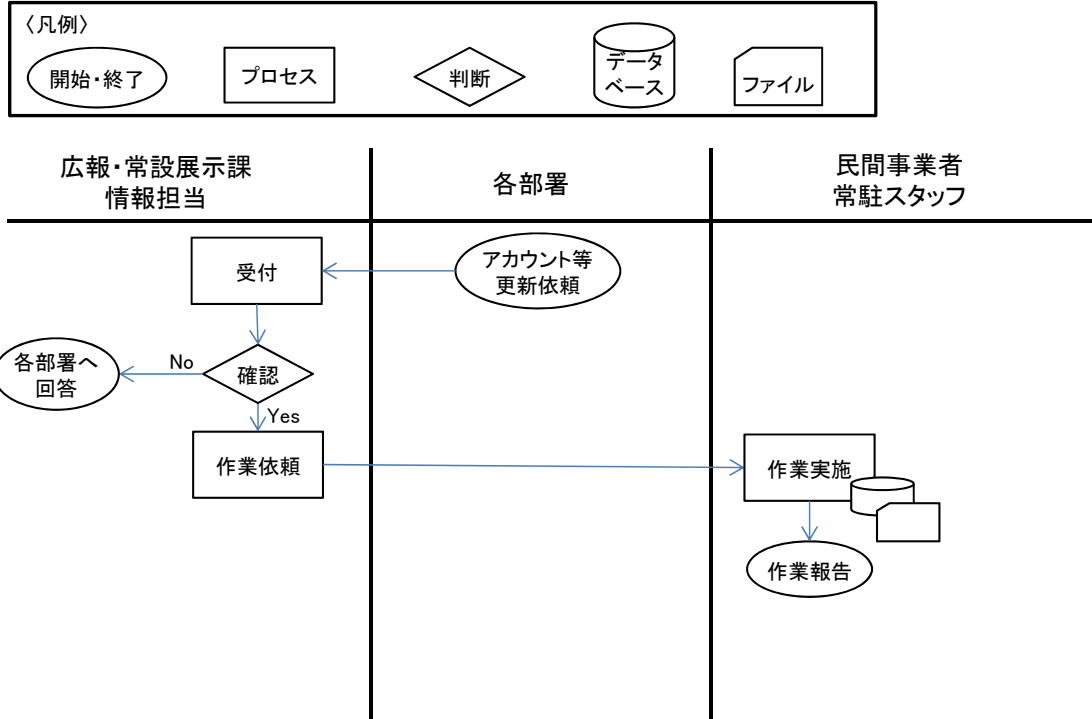
組織図



(網掛けは本件業務の実施に関連する部署)

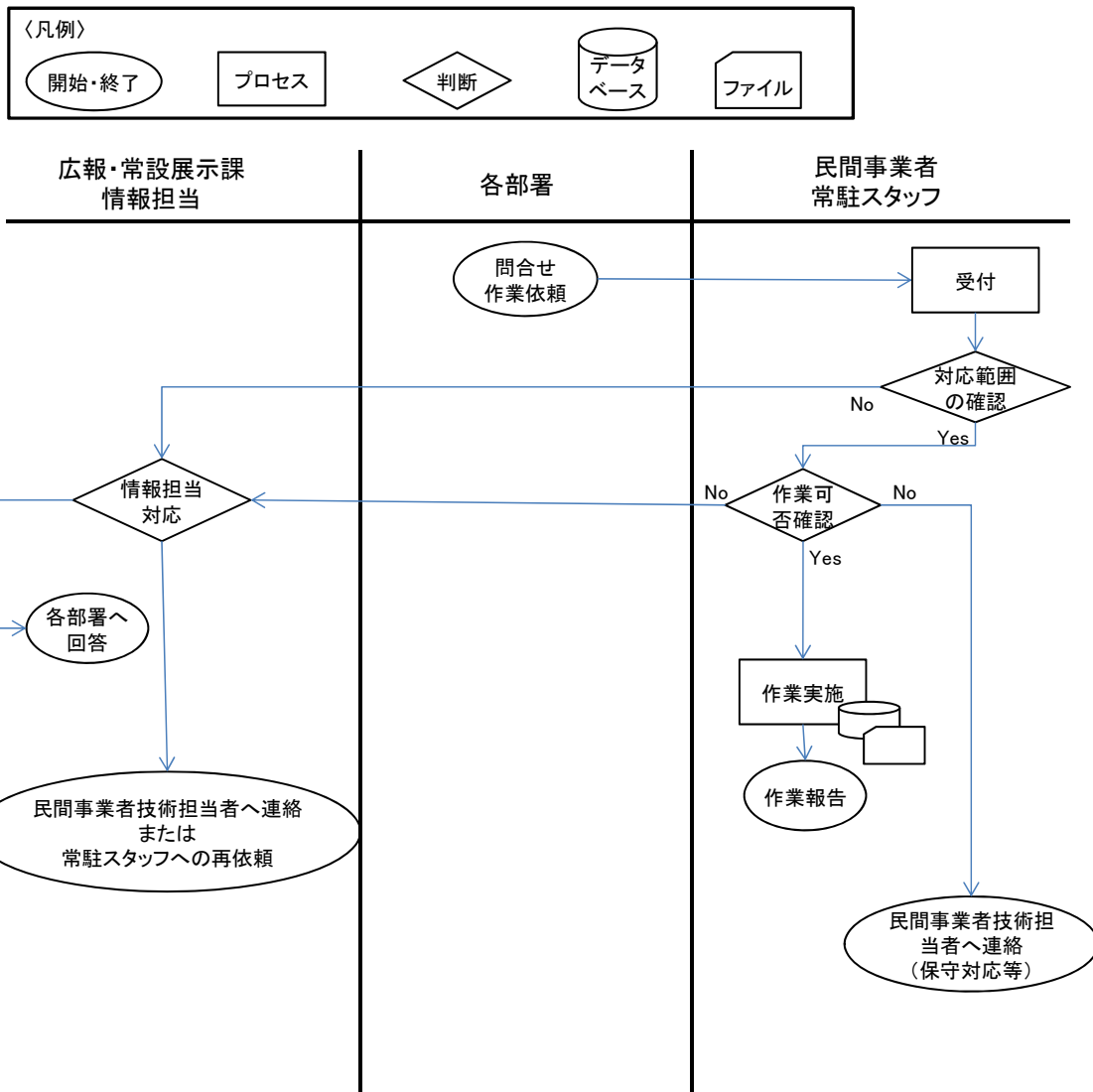
業務フロー

(各種申請受付、登録・更新業務)



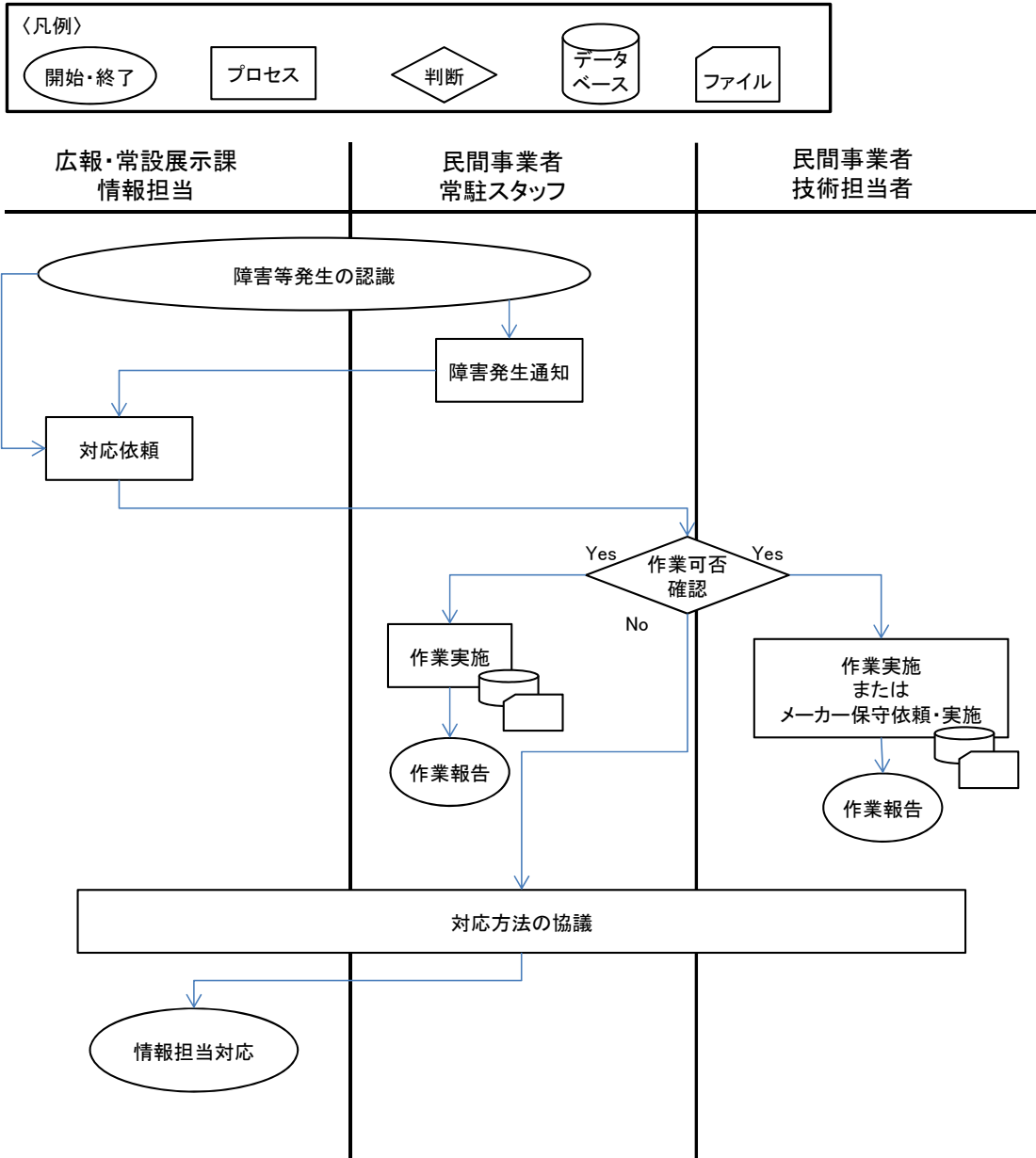
業務フロー

(クライアント端末等に関する各種問合せ、作業依頼等対応業務)



業務フロー

(障害等対応)



業務システムにかかる
サーバ機器等賃貸借・保守および運用支援業務
仕様書

平成 26 年 5 月

独立行政法人国立科学博物館

目次

I 本調達の概要	1
1 目的.....	1
2 業務システムの概要.....	1
3 調達の範囲.....	2
4 契約期間	2
5 導入・作業場所.....	2
II 仕様.....	3
2 機器構成要件.....	3
2-1 ネットワーク機器構成要件.....	3
2-1-1 共通要件	3
2-1-2 バックボーンスイッチ（上野：1台 筑波：1台）	3
2-1-3 ワイヤリングクローゼットスイッチ（上野：4台、筑波：7台、白金台1台）	4
2-1-4 VoIP ルータ（上野：1台、筑波：1台、白金台：1台）	4
2-1-5 ファイアウォール（上野：2台）	5
2-1-6 スпамメールフィルタ（上野：2台）	5
2-2 サーバ構成要件.....	6
2-2-1 共通要件	6
2-2-2 DNS サーバ（上野：1台）	7
2-2-3 メールサーバ（上野：1台 筑波：1台）	8
2-2-4 WEB サーバ（上野：6台）	8
2-2-5 アプリケーションサーバ（上野：2台）	9
2-2-6 プロキシサーバ（上野：2台）	9
2-2-7 データベースサーバ（上野：2台）	9
2-2-8 WAF サーバ（上野：1台）	10
2-2-9 アカウント管理・認証サーバ（上野：1台 筑波：1台）	10
2-2-10 グループウェアサーバ（上野：1台）	10
2-2-11 ソフトウェアアップデートサーバ（上野：1台）	11
2-2-12 クライアント管理システムサーバ（上野：1台）	11
2-2-13 その他の装置	12
2-3 設置、設定および移行.....	13
2-3-1 導入全般	13
2-3-2 既存情報の移行.....	13
2-3-3 その他	13
3 保守および運用・支援要件	14
3-1 保守要件	14
3-1-1 対象および作業時間.....	14
3-1-2 保守内容	14
3-2 運用・支援要件.....	14
3-2-1 業務内容	14
3-2-2 運用・支援体制.....	15
3-3 その他の要件	15
3-3-1 民間事業者に求められる資格等.....	15

(参考資料)

- ・ 既存機器概要および移行先等

I 本調達の概要

1 目的

国立科学博物館では、上野、筑波、白金台の3地区を結ぶネットワークとそれに接続するサーバ群を用いた業務システムを構築し運用している。これには、職員等の円滑な業務遂行のためのメールシステムやグループウェア等の他、当館の活動の広報手段ならびに知の社会還元の手段としてのWEBサイトやデータベースの運用が含まれている。

平成26年11月末をもって現システムの賃貸借契約期限を迎えるにあたり、当館内外の利用者にとってより安心・安全かつ効率的で利便性の高いシステムとなることをふまえつつ更新を図るものである。

2 業務システムの概要

業務システムの概要図を以下に示す。主として、当館内の利用者へは、メール・グループウェア機能およびネットワークストレージ等のサービスを提供し、館外の利用者へはホームページを介した各種情報やイベント等への申込窓口等を提供している。館内では、およそ600台のクライアント端末が稼働しており、ユーザー数は350名程度である。

3 調達の範囲

- (1)サーバ等機器の賃貸借およびソフトウェアの調達（ライセンス契約）を行うこと。なお、提案する機器及びソフトウェアは、入札時点で原則として製品化されていること。入札時点で製品化されていない機器又はソフトウェアにより応札する場合には、要件を満たすこと及び納入期限までに製品化され納入できることを証明できる書類を添付すること。
- (2)サーバ等機器の設置を行うこと。なお、搬入、据付、配線、調整、既設設備との接続に要する全ての費用は本調達に含まれる。
- (3)OS やソフトウェアのインストール、設定、動作確認を行うこと。
- (4)導入した業務システムの運用支援を行うこと。
- (5)サーバ等機器およびソフトウェアの保守を行うこと。
- (6)クライアント端末を含めた、当館ネットワークに接続する機器等の運用支援を行うこと。
- (7)現行のシステムからデータ等に移行すること。
- (8)設定情報、マニュアル等の成果物を納品すること。
- (9)解約及び借入期間満了時に借入物品を撤去すること。なお、撤去に要する全ての費用は本調達に含むものとする。

4 契約期間

導入システム運用期間は平成 26 年 12 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までの 48 ヶ月間とする。

5 導入・作業場所

国立科学博物館上野地区	：東京都台東区上野公園 7-20
同筑波地区	：茨城県つくば市天久保 4-1-1
同白金台地区	：東京都港区白金台 5-21-5

II 仕様

2 機器構成要件

2-1 ネットワーク機器構成要件

2-1-1 共通要件

- (1)上野、筑波、白金台の3地区において、GigabitEthernetによる高信頼で可用性の高い基幹ネットワークサービスを提供すること。
- (2)基幹ネットワークサービスは、GigabitEthernetによる接続性を支線ネットワークに提供すること。
- (3)現在、館内ネットワークシステムでは、マルチモード光ファイバ（GI型コア/クラッド62.5/125 μ m）が敷設されSCコネクタが装着されており、支線ネットワークの部分については、UTPのカテゴリ6のケーブルでRJ45コネクタが装着され敷設されている。今回の導入機器の設置に際しては、概ね、この既設ケーブルを利用する。なお、設置に際して不足分のケーブル及びコネクタがついていないケーブルを使用することになった場合は、民間事業者側で用意及び装着すること。

2-1-2 バックボーンスイッチ（上野：1台 筑波：1台）

- (1)IEEE802.3 フレームおよびDIX Ethernet Ver2 フレームによる通信ができること。
- (2)経路制御として、Staticをサポートしていること。
- (3)IEEE802.1Qに準拠したVLAN機能を有すること。
- (4)IEEE802.3adに準拠したリンクアグリゲーション機能を有すること。
- (5)IEEE 802.1D、IEEE802.1w、IEEE802.1sに準拠したスパニングツリープロトコルをサポートしていること。
- (6)DHCPサーバ機能をサポートしていること。
- (7)DHCPのリレーエージェント機能をサポートしていること。
- (8)出力側の競合がない状態で、処理能力60Gbps以上、スイッチング能力80Mpps以上を有していること。
- (9)1000BaseLX または 1000BaseSX インタフェースを8ポート以上装備すること。それぞれに適合する1000BaseLX または 1000BaseSX のGBIC または mini-GBIC を必要数（上野地区用スイッチ：4、筑波地区用スイッチ：7）を装備すること。
- (10)光コネクタはDual SCであること。但し、その他の形状の場合は、Dual SCコネクタがポート数分収容されているパッチパネルとポート数分のGBICまたはmini-GBICの光モードに対応した種類の長さ1m程度のDual SCへの変換光パッチケーブルを添付することによって対応して差し支えない。
- (11)10/100/1000Base-T対応ポートは、48ポート以上を有すること。
- (12)10/100/1000Base-TはRJ45コネクタを装着することが可能であること。
- (13)10Base-T/100Base-TXの自動認識、及びFull duplex/Half duplexを自動認識することが可能であること。また、設定により固定することが可能であること。
- (14)管理コンソールポートはRJ45コネクタであること。
- (15)電源ユニット、ファン、及び全てのインタフェースモジュールがHot Swap可能であること。
- (16)電源ユニットが二重化されており、片側の電源ユニットの障害時にも影響なく運転の継続が可能であること。

(17)ログを syslog 等の方法でサーバへ転送する機能を有すること。

(18)NTP クライアント機能を有していること。

2-1-3 ワイヤリングクローゼットスイッチ（上野：4台、筑波：7台、白金台1台）

(1)IEEE802.3 フレームおよび DIX Ethernet Ver2 フレームによる通信ができること。

(2)経路制御として、Static をサポートしていること。

(3)IEEE802.1Q に準拠した VLAN 機能を有すること。

(4)IEEE802.3ad に準拠したリンクアグリゲーション機能を有すること。

(5)IEEE 802.1D、IEEE802.1w、IEEE802.1s に準拠したスパニングツリープロトコルをサポートしていること。

(6)DHCP のリレーエージェント機能をサポートしていること。

(7)出力側の競合がない状態で、処理能力 32Gbps 以上、スイッチング能力 35Mpps 以上を有していること。

(8)接続デバイスとの通信は、1Gbps 以上であること。

(9)上記のバックボーンスイッチに対して、マルチモード光ファイバにより接続が可能であること。

(10)上野地区、筑波地区に設置するスイッチについては、前述バックボーンスイッチとマルチモード光ファイバで接続する。したがって、1000BaseLX または 1000BaseSX インタフェースを 2 ポート以上装備すること。それぞれに適合する 1000BaseLX または 1000BaseSX の GBIC または mini-GBIC を必要数装備すること。

(11)イーサネット経由で接続デバイスに電源供給を行う PoE (Power over Ethernet) に対応した、10/100/1000Base-T インタフェースをそれぞれ必要数装備したスイッチを次のとおり設置すること。

上野地区：48 ポートスイッチ 2 台、24 ポートスイッチ 2 台

筑波地区：48 ポートスイッチ 5 台、24 ポートスイッチ 2 台

白金台地区：24 ポートスイッチ 1 台

(12)10Base-T/100Base-TX および Full duplex/Half duplex の自動認識することが可能であること。また、設定を固定することが可能であること。

(13)10/100/1000Base-T インタフェースに接続された UTP ケーブルの問題(破損、切断、ショートの有無)について、検出できる機能があること。

(14)ジッタ、遅延、packet Drop を監視し閾値を超えた場合、通知できること。

(15)管理コンソールポートは RJ45 コネクタであること。

(16)NTP クライアント機能を有していること。

2-1-4 VoIP ルータ（上野：1台、筑波：1台、白金台：1台）

(1)IP ルーティングプロトコルとして、スタティックルーティングをサポートしていること。

(2)10Base-T/100Base-TX ポートを 1 ポート以上有すること。

(3)10Base-T/100Base-TX および Full duplex/Half duplex の自動認識することが可能であること。また、設定を固定することが可能であること。

(4)SNMP/Syslog Event、CPU/MEMORY 使用率、Interface の counter などを常時監視して、自動的に任意の動作をさせることができること。

- (5)管理コンソールポートは RJ45 コネクタであること。
- (6)NTP クライアント機能を有していること。
- (7)既設 PBX とは OD インタフェースを用いて接続し、各地区それぞれ必要な回線数を収容可能なポートを有すること。

上野地区：4 回線
筑波地区：6 回線
白金台地区：2 回線

なお、この VoIP ルータは広域イーサネットを使用し、各拠点間での内線通話を行い、かつ各地域の LAN は音声系とデータ系の混在を予定しているものとする。

2-1-5 ファイアウォール （上野：2 台）

- (1)IP アドレスやポート番号を見て通過の可否を決めるパケットフィルタリング機能を有すること。
- (2)フィルタリングの方式として、ステートフルパケットインスペクション方式を用いたものであること。
- (3)経路制御として、Static をサポートしていること。
- (4)レイヤー2（透過）モードおよびレイヤー3（ルータ）モードでの動作が可能であること。
- (5)ファイアウォールパフォーマンス（IMIX）として 100Mbps 以上の性能を有していること。
- (6)15000 以上の同時セッションに対応し、毎秒 1500 以上の新規セッションが確立できること。
- (7)10/100/1000Base-T ポートを 4 ポート以上有すること。
- (8)冗長構成として、アクティブ/アクティブおよびアクティブ/パッシブの構成が可能であること。また、冗長化プロトコルとして VRRP をサポートしていること。
- (9)ネットワーク構成の変更等に柔軟に対応するため、モジュール型の筐体とし、インタフェースの増加拡張に対応可能であること。
- (10)リモート端末からのブラウザアクセスによる管理（WebGUI）および SSH 接続によるコマンドベースの管理（CLI）が可能であること。
- (11)NTP クライアント機能を有していること。

2-1-6 スпамメールフィルタ （上野：2 台）

- (1)受信メールの処理方法として、破棄、隔離、タグ付け、受信の設定が可能であること。
- (2)500 以上の受信メールアカウントに対応していること。
- (3)同一 IP アドレスからの一定時間あたりの SMTP セッション数を制限できる機能を有すること。また、設定した閾値に基づいて、受信、再送要求、拒否の応答を返すことが可能であること。
- (4)RBL サーバ等を参照し、送信元の IP アドレスに基づいて受信拒否、隔離、タグ付け処理が可能であること。またこの機能は、前段に中継サーバがある環境でも動作すること。
- (5)SPF に対応し、送信者認証が可能なこと。
- (6)2-2-9 項のアカウント管理・認証サーバとの連携により、存在しないユーザ宛てのメールの拒否が可能であること。
- (7)存在するユーザーを機器に登録し、存在しないユーザ宛てのメールの拒否が可能であること。

- (8)IP アドレス、送信ドメイン、送信者メールアドレス、受信者メールアドレス、件名、本文キーワード、メールヘッダーを指定し、個別に受信拒否、隔離、タグ付け、受信の設定を行うことが可能であること。
- (9)キーワードの指定は、日本語の正規表現に対応していること。
- (10)製品開発元が提供するスパムメールのハッシュ DB を参照して、メール本文のテキスト部分、メール本文の HTML や画像部分、添付ファイルに対してフィルリングが可能な機能を有していること。
- (11)製品開発元が提供する定義ファイル DB とのマッチング以外に、新種、亜種スパムメールに対するリアルタイムチェック機能を有すること。
- (12)有害サイトの URL のデータベースを有し、メール本文に記載された URL と照合してフィルタリングが可能であること。
- (13)リダイレクトを用いた URL に対して、リダイレクト先のチェックも行うことができること。
- (14)メールのヘッダ及び本文をもとにメールの評価を行い、スパムらしさの点数化（スコアリング）が可能なこと。また、評価スコアに応じ、受信拒否、隔離、タグ付け、受信処理が可能であること。
- (15)Web ベースの管理画面が利用でき、日本語に対応していること。
- (16)システムリソース(システム負荷,ディスク使用率)の使用状況が管理画面で確認できること。
- (17)定義ファイルの更新頻度は 1 時間に 1 回以上で、自動更新が可能であること。
- (18)メールの処理状況を管理画面から確認でき、件名や処理結果に基づいてメールの検索が可能であること。
- (19)設定ファイルのバックアップが管理画面から取得できること。
- (20)冗長構成として、アクティブ/アクティブおよびアクティブ/パッシブの構成が可能であること。また、冗長化プロトコルとして VRRP をサポートしていること。
- (21)スパム・ウィルス判定を通過した受信メールのコピーを任意のメールアドレスへ送信することができること。
- (22)10/100/1000Base-T ポートを 2 ポート以上有すること。

2-2 サーバ構成要件

2-2-1 共通要件

- (1)サーバ仮想化技術等を用いて 1 台のサーバ上に複数の OS 環境を構築し省スペース、省エネルギー化をはかること。

<注>

物理的なサーバの台数は指定しないが、収納場所には限度があるため考慮する必要がある（別添参考資料(p.17)のサーバーラック図を参照）。

また、一台の物理的なサーバに搭載する CPU、メモリ、ハードディスク、ネットワークインターフェースの数量（容量）も指定しないが、仮想化で実現するサーバ（2-2-2 から 2-2-12）及び余剰分（2-2-13(1)）には、それぞれ CPU、メモリ、ハードディスク、ネットワークインターフェースについて占有使用が必要な数量（容量）がある。

従って、これらに十分留意したサーバ構成を提案すること。

（ハードウェア）

- (2)サーバ上で稼動するアプリケーションプログラムの実行基盤及びアプリケーションプログラムと実行基盤とのインタフェースを提供する機能を有するオペレーティングシステムが稼動すること。
- (3)内蔵のディスクドライブからオペレーティングシステムの起動(ブート)が行える機能を有すること。

- (4)Ethernet(IEEE 802.3)等、必要なインターフェースを有すること。
- (5)障害管理(予防検出を含む)を行うための情報が収集され、提供できること。具体的には、e-mail で故障箇所の情報を送る機能または、SNMP で故障をトラップ通知する機能を有すること。
- (6)CPU は Xeon® Processor E5-2670(2.60 GHz)相当以上とすること。
- (7)ハードディスクは回転数 10,000RPM 以上の SAS 接続型とし、冗長構成とすること。なお、ハードディスクの交換はシステムの運用を継続したまま行えること。
- (8)ネットワークインターフェースの冗長化が実現されていること。なお、各サーバにおいてネットワークインターフェースは物理的に占有する必要がある。

(ソフトウェア)

- (9)サーバハードウェア上で稼動するオペレーティングシステムは、アプリケーションプログラムに対して API(Application Program Interface)を通してそのサービスと機能を提供できること。また、オペレーティングシステムのサービスと機能及び API の仕様は、標準化され広く普及している規格に準拠したものであること。
- (10)サーバハードウェア上で稼動するオペレーティングシステムは、標準化されて広く普及している規格に準拠しているか、広く普及している CUI(Character-based User Interface)ベースのコマンドユーティリティ機能を提供していること。
- (11)サーバハードウェア上で稼動するオペレーティングシステムは、当該オペレーティングシステム由来の不具合等への対応、保証が求められるため、商用であること。
- (12)オペレーティングシステム上で稼動する、すべての機器を制御するプログラム(デバイスドライバプログラム)が存在すること。
- (13)無停電電源装置と連動し、停電を感知し自動的に正常なシステム停止の制御を行える機能を有すること。仮想 OS 側も正常に停止できること。
- (14)遠隔からの操作により保守が可能であること。
- (15)ウイルス対策等、必要なセキュリティ対策を施すこと。

2-2-2 DNS サーバ（上野：1台）

(ハードウェア)

- (1)ハードウェアに関する要件は下表のとおりとする。（1台あたり）

CPUコア数	2コア以上
メインメモリ	2GB以上
ハードディスク	実効容量40GB以上
インターフェース	1Gbps以上で接続可能なLANインターフェースを2口以上

(ソフトウェア)

- (2)ネットワークプロトコルは、TCP/IP とすること。
- (3)DNS プロトコルによる IP アドレスとドメイン名やホスト名間の名前(アドレス)解決機能を有すること。
- (4)名前解決にあたっては、順引き及び逆引きに対応していること。
- (5)上位又は下位の DNS サーバと連携する機能をもつこと。
- (6)国立情報学研究所が構築、運用している学術情報ネットワークの提供する、セカンダリ DNS サービスと連携すること。

2-2-3 メールサーバ（上野：1台 筑波：1台）

（ハードウェア）

(1)ハードウェアに関する要件は下表のとおりとする。（1台あたり）

CPUコア数	8コア以上
メインメモリ	16GB以上
ハードディスク	実効容量 2000GB 以上
インターフェース	1Gbps 以上で接続可能な LAN インターフェースを 4 口以上

（ソフトウェア）

(2)基本的なメールサービスとして、以下の要件を満たすこと。

- (ア)Web メール及び電子メール・クライアントからメールの作成及び送受信ができること。
- (イ)電子メール・クライアントからの送信要求は SMTP、受信要求は POP、IMAP に対応すること。また、Web メールは HTTP/HTTPS に対応すること。
- (ウ)500 以上のメールアドレスを作成、運用できること。
- (エ)メール送信および受信時のユーザー認証には、アカウント管理サーバで管理されるユーザー情報が利用されること。
- (オ)同報メール機能を提供すること。
※同報メールとは、特定のメールアドレスの集合に対して名前（メールアドレス）を与えたものである。同報メール宛にメールを送信すると送信者を差出人としたメールを集合内のメンバーが受信する。集合に与えた名前が差出人となるメーリングリストとは異なる。

(3)管理機能として以下の要件を満たすこと

- (ア)アカウント管理サーバで管理される各ユーザーのメール機能使用可否を設定できること。メール機能の使用が許可されたユーザーについて WEB メールの使用可否を個別に設定できること。
- (イ)同報メールの作成および削除、メンバーの追加および削除ができること。
- (ウ)ユーザーごとにサーバー側メールボックスの使用容量が確認できること。
- (エ)管理機能は WEB ブラウザ上から利用できること。また利用しやすい GUI を備えること。

(4)WEB メール機能として以下の要件を満たすこと

- (ア)Internet Explorer 他、複数のブラウザに対応すること。
- (イ)複数の挨拶文と署名の設定、切替ができること。
- (ウ)個人のアドレス帳および、共有可能なアドレス帳を設定できること。
- (エ)アドレス帳のインポート、エクスポートができること。
- (オ)メールボックス中に、複数のフォルダを階層構造で作成できること。
- (カ)任意のメールヘッダー値や文字列による条件指定で、受信したメールをフォルダに自動的に振り分けられること。
- (キ)受信したメールについて、件名、本文、送信者等の条件を複数組み合わせ検索が行えること。
- (ク)フォルダ一覧表示、フォルダ中のメール一覧表示、選択したメール本文表示の 3 画面構成が可能なこと。また、複数の画面構成の中からユーザーが任意の構成を選択して利用できること。

(5)上野地区および白金台地区のユーザーは上野地区、つくば地区のユーザーはつくば地区のメールサーバにアクセスし、相互にバックアップをとる環境とすること。

2-2-4 WEB サーバ（上野：6台）

（ハードウェア）

(1)ハードウェアに関する要件は下表のとおりとする。（1台あたり）

CPUコア数	4コア以上
メインメモリ	4GB以上
ハードディスク	実効容量 300GB 以上
インターフェース	1Gbps 以上で接続可能な LAN インターフェースを 4 口以上

(ソフトウェア)

- (2)ネットワークプロトコルは、TCP/IP とすること。
- (3)FTP サーバの機能を有すること。
- (4)既存の Web サーバ環境を支障なく移行できること。
- (5)今後のサービス拡張を踏まえて、1 台を予備機とすること。

2-2-5 アプリケーションサーバ (上野 : 2 台)

(ハードウェア)

- (1)ハードウェアに関する要件は下表のとおりとする。(1 台あたり)

CPUコア数	2 コア以上
メインメモリ	2GB 以上
ハードディスク	実効容量 200GB 以上
インターフェース	1Gbps 以上で接続可能な LAN インターフェースを 4 口以上

(ソフトウェア)

- (2)ネットワークプロトコルは、TCP/IP とすること。
- (3)FTP サーバの機能を有すること。

2-2-6 プロキシサーバ (上野 : 2 台)

(ハードウェア)

- (1)ハードウェアに関する要件は下表のとおりとする。(1 台あたり)

CPUコア数	2 コア以上
メインメモリ	4GB 以上
ハードディスク	実効容量 100GB 以上
インターフェース	1Gbps 以上で接続可能な LAN インターフェースを 4 口以上

(ソフトウェア)

- (2)ネットワークプロトコルは、TCP/IP とすること。
- (3)プロキシサーバソフトウェアとして、当館が所有するソフトウェア (トレンドマイクロ社製 InterScanWeb Security Suite) を導入すること。
- (4)FTP サーバの機能を有すること。
- (5)既存のプロキシサーバ環境を支障なく移行できること。装置の冗長化が可能であること。リモート装置からの保守が可能であること。

2-2-7 データベースサーバ (上野 : 2 台)

(ハードウェア)

- (1)ハードウェアに関する要件は下表のとおりとする。(1 台あたり)

CPUコア数	2コア以上
メインメモリ	8GB以上
ハードディスク	実効容量 200GB 以上
インターフェース	1Gbps 以上で接続可能な LAN インターフェースを 4 口以上

(ソフトウェア)

- (2) ネットワークプロトコルは、TCP/IP とすること。
- (3) FTP サーバの機能を有すること。
- (4) 既存のデータベースサーバ環境を支障なく移行できること。

2-2-8 WAF サーバ (上野 : 1 台)

(ハードウェア)

- (1) ハードウェアに関する要件は下表のとおりとする。

CPUコア数	3コア以上
メインメモリ	3GB以上
ハードディスク	実効容量 100GB 以上
インターフェース	1Gbps 以上で接続可能な LAN インターフェースを 4 口以上

(ソフトウェア)

- (2) ネットワークプロトコルは、TCP/IP とすること。
- (3) ウェブアプリケーションファイアウォールとして、当館がライセンスを保持する Barracuda Web App Firewall 460v を導入すること。

2-2-9 アカウント管理・認証サーバ (上野 : 1 台 筑波 : 1 台)

(ハードウェア)

- (1) ハードウェアに関する要件は下表のとおりとする。(1台あたり)

CPUコア数	2コア以上
メインメモリ	4GB以上
ハードディスク	実効容量 800GB 以上
インターフェース	1Gbps 以上で接続可能な LAN インターフェースを 4 口以上

(ソフトウェア)

- (2) ネットワークプロトコルは、TCP/IP とすること。
- (3) ディレクトリサービス機能を有すること。
- (4) アクセスプロトコルは LDAPv3 が利用できること。
- (5) 2 台のアカウント管理サーバは、マルチマスタレプリケーション構成とすること。

2-2-10 グループウェアサーバ (上野 : 1 台)

(ハードウェア)

- (1) ハードウェアに関する要件は下表のとおりとする。(1台あたり)

CPUコア数	2コア以上
メインメモリ	4GB以上
ハードディスク	実効容量 200GB 以上
インターフェース	1Gbps 以上で接続可能な LAN インターフェースを 4 口以上

(ソフトウェア)

- (2)ネットワークプロトコルは、TCP/IP とすること。
- (3)掲示板、スケジュール管理、設備予約の機能を有すること。その際のライセンス数は 400 ライセンスとする。
- (4)利用する職員に必要な情報だけをまとめて表示することができる機能を有すること。また、その画面内に表示する内容は、職務権限や部署ごとに最適なものが選択できるようにすること。
- (5)一時的なプロジェクトやグループも組織図に作成できる機能を有すること。また、組織では分類できない役職や職務、雇用条件などのグループを定義し、それぞれに細かいアクセス権の設定等ができること。
- (6)アクセス権の設定はユーザー別、組織別などの設定が細かく行えること。

2-2-11 ソフトウェアアップデートサーバ（上野：1台）

(ハードウェア)

- (1)ハードウェアに関する要件は下表のとおりとする。（1台あたり）

CPUコア数	2コア以上
メインメモリ	4GB以上
ハードディスク	実効容量 1000GB 以上
インターフェース	1Gbps 以上で接続可能な LAN インターフェースを 4 口以上

(ソフトウェア)

- (2)ネットワークプロトコルは、TCP/IP とすること。
- (3)Symantec Endpoint Protection および Microsoft 社製品の更新プログラム・定義ファイル等を取得し、クライアントに配布する機能を有すること。

2-2-12 クライアント管理システムサーバ（上野：1台）

(ハードウェア)

- (1)ハードウェアに関する要件は下表のとおりとする。（1台あたり）

CPUコア数	4コア以上
メインメモリ	4GB以上
ハードディスク	実効容量 1000GB 以上
インターフェース	1Gbps 以上で接続可能な LAN インターフェースを 4 口以上

(ソフトウェア)

(2)基本要件

- (ア)クライアントコンピューターの対応 OS については、Microsoft Windows XP、Windows Vista、Windows 7、Windows 8 ならびに MacOS X 10.6 以降に対応していること。また最新 OS に迅速に対応すること。
- (イ)クライアント端末 600 台に対応可能であること。

(3)資産管理

- (ア)各コンピュータのハードウェア情報、アプリケーションインストール状況が取得できること。
- (イ)ネットワークプリンターやハブなどのネットワーク機器のハードウェア情報を取得できること。
- (ウ)IT資産管理台帳として、インストールソフトウェア台帳・ソフトウェアライセンス台帳・ソフトウェア関連部材台帳・ハードウェア台帳を有し、収集した情報と突合、齟齬を抽出する機能を有すること。
- (エ)あらかじめ登録されていないクライアントコンピュータが接続された場合に当該コンピュータの情報を取得できること。また接続されたことを管理者へ通知できること。

(4)USB デバイス管理機能

- (ア)USB 外部ストレージをクライアントコンピュータもしくは管理者のクライアントコンピュータに挿入した際、利用した USB メモリのメーカー名、シリアルナンバー、ベンダーID を自動で収集し、管理台帳を作成できること。
- (イ)収集した情報にもとに指定した USB メモリの使用許可／不許可／読み取り専用を設定できること。設定は、部署ごと / ユーザーごと等柔軟に行えること。
- (ウ)USB デバイスがコンピュータに装着された日時を利用して、所定時間以上使用実績のない USB デバイスを通知する機能を有すること。
- (エ)USB デバイスの棚卸機能を有すること。棚卸の期限は任意で設定でき、期限を超過しても棚卸が確認できていない USB デバイスや利用者を表示できること。また、棚卸期間を超過した USB デバイスの利用を制限できること。

(5)ログ取得

- (ア)ログオン/オフの日時、実行されたソフトウェアについての起動・起動期間、プリンタ出力、Web 閲覧、ファイル操作、共有フォルダへのアクセス等を記録する機能を有すること。
- (イ)操作ログをもとに、ユーザーや部署ごとの WEB 利用状況を集計できること。
- (ウ)ログは種類ごとに見やすく分類されていること。またログの検索、一覧表示ができること。

(6)リモート操作

- (ア)クライアントコンピュータの画面を管理機に転送し、遠隔操作できること。
- (イ)同時に複数のクライアントコンピュータに接続し、並行してメンテナンス作業が実施できること。
- (ウ)リモート受信したコンピュータの画面を管理コンソール上に縮小表示可能なこと。
- (エ)通信帯域を制限できること。また、リモート操作で画面を受信する際、画質等を落として通信データ量を抑制できること。

2-2-13 その他の装置

- (1)今後の機能拡張、システム追加導入に対応するため、サーバハードウェアに以下の余剰を確保すること。
 - (ア)CPU8 コア以上、メモリ 16GB 以上、ハードディスク実効容量 1000GB 以上であること。
 - (イ)1Gbps 以上で接続可能な LAN インターフェースを 4 口以上用意すること。
- (2)無停電電源装置は以下を満たすこと。
 - (ア)瞬断に対応できる機能を有すること。
 - (イ)停電時に接続されている機器を自動シャットダウンする機能を有すること。また、必要な場合は接続されている機器に必要なソフトウェアをインストールすること。
 - (ウ)電源障害等の記録をログに保持できること。
 - (エ)障害発生時からシャットダウンまでの時間など、システムに応じたカスタマイズが可能であること。
 - (オ)停電時、全サーバへの電源供給が 10 分以上可能であること。
- (3)入力・表示装置は以下を満たすこと。
 - (ア)ディスプレイは WXGA 以上の解像度での表示ができること。
 - (イ)キーボードについては日本語 JIS 配列キーボードとすること。
 - (ウ)全てのサーバに関して設置拠点を考慮し、ディスプレイ・キーボード・マウス、切替機等(必要に応じて)の関連部材を必要数量調達し、適切な配置を行えること。また、ディスプレイは、サーバが搭載さ

れているラックには最低 1 台以上含めること。

2-3 設置、設定および移行

2-3-1 導入全般

- (1)導入システムの設置場所への搬入、据付、配線、調整、ネットワーク機器としての設定及び既存の機器との接続・調整及びソフトウェアのインストールを行い、各機器の動作確認を行うこと。配線工事において必要とする関連機器及び関連用品は、本調達に含むこと。
- (2)既設 LAN との接続について障害が発生した場合は原因の切り分けを行い、本調達に起因する障害については対処すること。
- (3)導入時の作業日程と体制を提示し科学博物館と協議を行い、その指示に従うこと。なお、導入に当たっては、民間事業者が必ず立ち会うこと。
- (4)本システム導入のために、現在、運用中である既存のシステムを停止する場合は、科学博物館と協議の上、停止する期間を最小限にとどめ、業務に支障をきたさないよう配慮の上、実施すること。
- (5)調達機器の梱包材は、民間事業者側が納入後速やかに引き取ること。

2-3-2 既存情報の移行

- (1)以下のデータについて移行を行うこと。
 - (ア)メールサーバ内のメールデータ
 - (イ)グループウェアサーバ内のユーザー情報やスケジュール等のデータ
 - (ウ)ネットワーク上に設けられた共有スペースに保存されているファイル等のデータ
 - (エ)WEB コンテンツおよびデータベース

※(エ)について、Apache、PHP、PostgreSQL、Tomcat といったアプリケーション、ソフトウェアを利用し運用しているが、セキュリティの関係上バージョン情報等は公開しない。したがって民間事業者は、既存環境どおりに移行すればよいものとする。なお、移行後の動作確認は WEB コンテンツおよびデータベースに限り本調達には含めない。
- (2)セキュリティシステム、ネットワーク機器等の設定情報、Activedirectory の情報を移行すること。
- (3)参考資料「既存機器概要および移行先等」(p.16)を参照の上、その他必要な情報の移行を行うこと。

なお、既存情報の移行にあたっては、科学博物館が、本件受注者と現行請負者の仲介を行う。

2-3-3 その他

- (1)セキュリティソフトやクライアント管理ソフト等、本システムを運用するうえで必要なソフトウェアのクライアント端末へのインストールおよび設定作業について支援を行うこと。
- (2)クライアント端末のうち平成 26 年 11 月末日をもって契約期間が満了するリース物件（約 250 台）について、同規模で調達を行う。当該新規調達クライアント端末へ適用するイメージファイルの作成を支援すること。

3 保守および運用・支援要件

3-1 保守要件

3-1-1 対象および作業時間

- (1)本調達にかかるサーバー等機器およびソフトウェアの保守を行うこと。
- (2)科学博物館が保有する以下のソフトウェアライセンスの更新および保守を行うこと。
 - (ア)Symantec Endpoint Protection(Windows 625 ライセンス Mac 100 ライセンス)
 - (イ)InterScanWeb Security Suite(600 ライセンス)
 - (ウ)i-FILTER Proxy Server Ver7(750 ライセンス)
 - (エ)Barracuda Web App Firewall 460V
- (3)平日(土・日祝日以外)の午前9時00分から午後5時00分において、システムに障害が発生した場合、障害通知後1時間以内に現地にて復旧作業を開始すること。また、ハードウェアまたはソフトウェアに障害が発生し、一部または全部を交換する必要がある場合はこれらを行うこと。
- (4)上記対応時間帯以外において障害が発生した際は、次の平日の午前10時までに現地にて復旧作業を開始できること。

3-1-2 保守内容

- (1)機器を常時正常な状態で使用できるように保守すること。
- (2)予防保守として、年1回の定期点検を実施すること。なお、定期点検にあたっては計画書を策定し科学博物館担当者の承認を経たうえで実施すること。点検後は実施報告書を提出すること。
- (3)本調達にかかるハードウェア、ソフトウェア等に関するバージョンアップ情報、障害対策情報等を収集する体制を整え、速やかに科学博物館担当者へ提供すること。また、当該情報に基づく更新プログラムを適用するために他のプログラムの改修または新規調達等を要する場合を除き、科学博物館担当者の指示に従って当該情報に基づく更新作業を行うこと。

3-2 運用・支援要件

3-2-1 業務内容

- (1)本調達で導入するシステム及びそれに付随する既存の機器を常時、監視して障害が発生した場合は、科学博物館担当者に連絡し、科学博物館及び民間事業者との連絡調整を行い、速やかに復旧作業が行えるようにすること。
- (2)当館ネットワークおよびネットワーク内機器等へのウィルスの侵入、ハッキングを常時、監視してシステムに障害を与える可能性がある場合と判断される場合は、科学博物館担当者に連絡しその指示に従うこと。
- (3)当館ネットワークに接続し使用する機器(クライアントパソコン、プリンタ、スキャナ、磁気ディスク装置等)の接続作業及び設定作業を行うこと。また、クライアントパソコンなどの磁気ディスク、メモリ増設など、部品の取り付け作業も併せて行うこと。
- (4)科学博物館が別途調達したソフトウェア(ワープロソフト、表計算ソフトなど)の利用を可能とするためのインストール作業を行うこと。また、ワープロソフト、表計算ソフトなどのバージョン等による互換性の問題が生じる場合にはそれらに対応済みのパッチファイルを確保するなどの措置を講ずること
- (5)科学博物館側で開発したソフトウェアを本システムに導入する場合は、科学博物館及び民間事業者側と協議の上、サーバ機器の設定等、導入に必要な技術的支援を行うこと。
- (6)メールアドレスの管理としてメールアドレスの登録及び削除作業を行い、クライアントパソコンにメ

ールソフト利用のための設定が必要な場合は、その設定を行うと共に、メールアドレス管理台帳を作成し、都度更新すること。

- (7)本システムに入力されている科学博物館が作成したデータ（ホームページのコンテンツ、データベースなど）は、科学博物館の指示に従い、定期的にバックアップ作業を行うこと。
- (8)本システムの各サーバ等へアクセスするためのアカウント管理（登録、削除、アクセス権限の設定等）を行うこと。
- (9)IP アドレスの付与、DNS の設定等ネットワークシステムに必要な設定作業を行うこと。
- (10)館内の設備点検等による停電の際に、ネットワーク機器及びサーバ機器の停止及び起動作業を行うこと。
- (11)クライアント管理システムを利用し、クライアントパソコンのリソース管理、ソフトウェアのバージョン管理等を行うこと。また接続不許可端末の監視をおこなうこと。

3-2-2 運用・支援体制

(定例会)

- (1)本システムの良好な運用を継続するために科学博物館との会合を年 12 回以上実施すること
- (2)会合では、以下について報告、説明を行うこと。科学博物館、民間事業者者双方から出された懸案事項や課題の解決のための提案を行うこと。
 - (ア)保守・運用支援実施内容
 - (イ)セキュリティシステム関係ログの集計表および解析内容
 - (ウ)ハードウェアリソース情報（使用状況、空き容量等）
 - (エ)館内ユーザー用システムの利用状況、クライアント端末の稼働状況
- (3)会合後、毎回議事録を作成し、科学博物館担当者の承認を得ること。

(常駐スタッフ)

- (4)本システムを円滑に運用するために必要な要員（運用支援スタッフ）を 1 名以上、平日（土・日祝日以外）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで当館の施設に常駐させること。原則として上野地区に配置し、月 2 回は筑波地区へ派遣すること。なお、白金台地区または月 2 回を超える筑波地区への派遣についてもあり得る。
- (5)運用・支援体制の主要メンバー（運用支援スタッフ、それを直接監督する者）の中に、「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験のうち、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリストおよび情報セキュリティスペシャリスト試験の合格者を含むこと。また、運用支援スタッフと監督する者との連絡体制が整っていること。

3-3 その他の要件

3-3-1 民間事業者に求められる資格等

- (1)適切な品質管理体制を保証するものとして ISO9001 認証を取得していること。
- (2)適切な情報管理体制を保証するものとして ISO27001 認証およびプライバシーマークを取得していること。

業務システムにかかる
サーバ機器等賃貸借・保守および運用支援業務
総合評価基準書

平成 26 年 5 月

独立行政法人国立科学博物館

1 評価方法

本件業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、技術の評価に当たっては、科学博物館に設置する提案書審査委員会にて評価を行う。

また、総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（表1による加点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行い、価格点と技術点の比率は1：1とする。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点 (1,000 点満点)} + \text{技術点 (1,000 点満点)}$$

2 決定方法

入札参加者から提出された提案書に記載された内容が、基礎項目を満たしているか否かを提案書審査委員会において審査する。具体的な基礎項目は以下のとおりである。

- (ア) 科学博物館が要求した提出書類がすべて具備されているか
- (イ) 科学博物館が要求した提案項目について全て提案が行われているか
- (ウ) 提案内容が、仕様書に示した項目や要求水準を満たしているか
- (エ) その他、科学博物館が業務を委託する上で重大な支障や疑義が存在しないか

当該要件について全ての基礎項目を充足した提案を「合格」とし、一つでも欠ける場合は「不合格」とする。

3 総合評価点

ア 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格}) \times 1,000 \text{ 点}$$

イ 技術点の評価は以下のとおりとする。

- (ア) 全ての仕様を満たし、「合格」したものに「基礎点」として10点与える。
- (イ) 「合格」した提案書について、総合評価基準書に基づき、提案書審査委員会の委員ごとに加点部分の評価を行う。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があれば各委員において訂正する。なお、各委員が行う加点部分の評価は、以下の表に基づき点数化する。確定した各委員の採点結果について、その平均値を算出し、「加点」とする。

① 評価基準

評価	評価基準
◎	提案内容が特に優れている。

○	提案内容が優れている。
△	やや優れている。
×	要件は満たしているが、加点すべき要素がない。

②配点表

評価	最大加点					
	10点	20点	30点	40点	50点	60点
◎	10	20	30	40	50	60
○	5	10	20	25	30	40
△	3	5	10	13	15	20
×	0	0	0	0	0	0

(ウ) 「基礎点」と「加点」の合計点を「技術点」とする。

$\text{技術点} = \text{基礎点 (10点)} + \text{加点 (990点)}$
--

表1 提案書評価項目と配点

大項目	中項目	小項目	ポイント評価	配点
全般	基礎点	1	すべての仕様を満たし、「合格」となったもの	10
	プロジェクト管理	2	本業務遂行に足る体制の提案であること。十分な経験・知識・技能・実績・資格をもった要員を適正な人数で編成していること。特にプロジェクトマネージャー、リーダーは十分なコミュニケーション能力をもつだけでなく、適切な方法論やツールを用いて円滑・確実にプロジェクトを推進できること。	20
		3	体系的に整理されたプロジェクト管理手法を用いながらも、実践的で実現可能なプロジェクト管理を提案すること。教科書的な手法の羅列ではなく、実績や知見に基づいた現実的なプロジェクト推進の方法であること。	20
		4	納品成果物は、文書体系が整理された成果物となっていること。また、運用の中で行われた修正・更新等を反映できる、柔軟な方法が提案されていること。運用マニュアルについては、当館担当者の業務を理解した上で、簡潔かつ十分な内容を備えること。	10
	環境性能	5	技術進歩や社会的な事情も勘案し、省エネルギーが実現できる提案であること。	20
		6	上記のほか、環境負荷の低減に資する提案がなされていること。	20
セキュリティ	各種セキュリティ対策	7	ITセキュリティ評価及び認証制度による認証等、情報セキュリティに関して、第三者機関における評価・認証を受けている製品を導入する等、信頼性の高い機器の提案であること。	30
		8	本システムを担当する受注者または部門において、個人情報保護、品質管理にかかるマネジメントシステムが整備されていること。	30
		9	当システムの運用を直接または間接的に支援する受注者側のスタッフは、その業務の性質上、当館の内部情報へ接触することが考えられる。したがって、相互監視、監査等の機構を用いて、情報漏えいや不適当なアクセスを防止する仕組みの提案があること。	40
ハードウェア	ハードウェア全般	10	導入するハードウェアは、トラブル、エラーによる運用停止等の障害を最小限に抑えるような構成となっていること。	50
	サーバ関係	11	サーバーに採用する仮想化技術については、効率的でありながら各システムが充分実用に耐えうる性能を発揮できるような構成の提案があること。	50
メール機能		12	WEBメールなど、外部からのアクセスが考えられるため、ユーザーサイド、サーバーサイド共に、十分なセキュリティ対策が取られていること。また、ユーザー認証等の部分においてセキュリティを高める機能の提案があること。	30
		13	アカウントの登録・修正・削除や権限の与奪等が職員等異動の都度発生するため、こうした管理者の業務の利便性、効率性の向上に有用な提案がなされていること。	30
		14	WEBメールにおいて画面の分割(フォルダ、受信トレイ、プレビュー等)方法がユーザーごとにカスタマイズできるなど、ユーザーインターフェースの使いやすさについて有用な提案があること。	30

ソフトウェア		15	その他、メール機能にかかわらず、メールサーバ、アカウント管理サーバと連携した、業務効率性、利便性の向上に有益な提案がされていること。	10	
	グループウェア	16	外部からアクセスすることを想定し、ユーザー認証等の部分においてセキュリティを高める機能の提案があること。	30	
		17	アカウントの登録・修正・削除や権限の与奪等が職員等異動の都度発生するため、こうした管理者の業務の利便性、効率性の向上に有用な提案がなされていること。	30	
		18	ユーザーごとに画面をカスタマイズできるなど、使いやすさについて有用な提案があること。	30	
		19	その他基本機能に加えて業務運用に有用な機能の提案がされていること。なお、現状ワークフロー、電話メモ等の使用率は低く、同様の提案では評価されない事があることに留意すること。	10	
		20	WWWサイトの要求量(同時接続数、リクエスト頻度等)、HTTP処理のスループット、レスポンスタイムや資源(CPU等)の使用状況等を測定、集計する機能を有すること。	30	
	WEBサーバ・DBサーバ	21	トラフィックが一時的に急増することが予想される際に、処理能力を高める等の対策がとれること。	30	
		アカウント管理・認証システム	22	本システムの中核機能であるため、高い信頼性と確実な処理を行える提案であること。	30
	23		多様な情報を一元的に管理できる提案であること。また、管理者の業務の利便性、効率性の向上に有用な提案がなされていること。	30	
	クライアント管理システム	24	仕様書にある必須要件の他、クライアント管理、セキュリティ対策に有用な機能の提案があること。	30	
		25	管理コンソールについては、よく使用する機能を登録して呼び出せるなど、管理者側の業務に有用な機能の提案があること。	30	
	追加提案	26	必須要件でない中でも、当館にとって有用な提案であること。	20	
	保守・運用・移行	保守	27	導入機器の保守対象が明確で、消耗品も対象となる等、保守範囲が広いこと。	30
			28	予防保守として行う定期点検について、網羅的かつ効率的に実施される提案であること。	30
29			障害発生時の対応について、仕様書にある必須要件の他に対応可能な時間の提案があること。	30	
運用		30	セキュリティシステムの監視、解析および対策にかかる労力と求められる専門性への当館担当者の負担が大きいことを鑑み、運用支援策として、具体的に効果的な提案がなされていること。	60	
		31	仕様書上必須要件とされている業務および、上記セキュリティに関する運用支援の他に、導入・保守を行うシステムを用いた、当館にとって有用な運用支援業務の提案があること。	30	
		32	本業務システムを利用するうえで必要な知識を習得し、情報セキュリティに対する意識を高められるような、館内ユーザーの教育に関する実効性のある提案を行うこと。	40	
		33	運用に携わる者が、それぞれの業務を遂行するうえで十分な資質を備えていること。また、それを取得資格や経歴等で具体的に示すこと。	40	
移行		34	日々、館内、館外からの利用があるシステムであるということを踏まえ、確実かつ迅速な移行提案であること。	40	